

07.31

特許法又は実用新案法の規定により出願審査の請求若しくは実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書について
(特・実)

特許法の規定に係る出願審査の請求の手数料又は特許料の減免を受ける者は、申請書を提出する日においてそれぞれの要件に該当していなければならない（手数料令1条の2、特施令14条）から、その要件に該当する者であることを証明する書面（以下「証明書」という。）は、申請をする際に取得し得る最新のものを提出する必要がある。

例えば、市町村民税非課税の者による減免の申請に際し、申請書に添付すべき証明書は、申請時に各市役所等が交付している最新年度の証明書である。各市町村等が前年の所得に基づいて本年度の住民税額の確定を行うまでの4月から約2ヶ月の間は、前々年の所得に基づく前年度の証明書が最新のものであり、証明書の年度が切り替わった後は、本年度の証明書が最新年度のものであるからこれを添付しなければならない。

なお、減免の申請前に取得した証明書について、取得した時から申請までの間に年度の切り替わりがなく、申請の時点で最新の証明書を取得した場合でも同一年度の課税内容の証明書が発行される場合は、これを添付しても差し支えない。

(新規平成25・6)